

## 佐賀県パーキングパーミット (身障者用駐車場利用証) 制度



優・YOU・湯

～まんなかにあなたがいます。佐賀のユニバーサルデザイン～

## 佐賀県パーキングパーミット制度 ～本当に必要な人のために～

### 1. 制度制定の背景・経緯

近年、ショッピングセンターやホテル、図書館など多くの公共的施設には、バリアフリーの考え方が浸透し、身体障害者のための駐車場が整備されてきました。

これは、ご承知のとおり、国の法律や地方公共団体の条例により、一定規模以上の公共的施設については、最低1台3.5m以上の広い幅の身障者用駐車場を施設への出入りが容易な場所に設置することが定められていることにもよるものです。

しかし、身障者用駐車場をどのように管理するかについては、統一したルールがなく、誰がこの場所に車を停めてよいかもはっきりしていません。

また、障害のある方々がよく話題にされるのが、「身障者用駐車場になかなか車を止められない」というものです。もちろん確保されている身障者用の駐車台数の問題もありますが、「障害のない人が身障者用駐車場に車を停めているため、利用できずに困っている」という多くの声が聞かれます。また、「車いすマーク」（正式には国際シンボルマーク）のステッカーが市販され、容易に手に入ることから、障害のない人が悪用しているという話も聞きます。

これらは、もちろん車を運転する人のモラルの問題ではありますが、身障者用駐車場を管理するための統一したルールがないことから、誰がこの場所に車を停めていいのかが明確でないことも、障害のない人が軽い気持ちで車を停めてしまっている理由ではないかと思われます。

今、佐賀県では「誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち」「安心して子どもを産み育てることができる社会」を実現するため、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいユニバーサルデザインの考えに立ってまちづくりを推進しています。

そして、このユニバーサルデザインのまちづくりの具体的な取組みのひとつとして、「佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」を2006年7月から全国に先駆けて実施しています。

### 2. 制度の内容

この制度は、ショッピングセンターやホテル、図書館といった不特定多数の人が利用する公共的施設と県との間で身障者用駐車場の適正利用についての協定を締結してもらい、県内共通の利用証を発行して、それを利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のために駐車場を確保するものです。

利用証は2種類あり、(P95写真)

- ①身体障害者や高齢者で要介護の方など身体の状態が変わらない方を対象とした、5年間有効の緑の利用証
- ②妊産婦やけが人など一時的に歩行が困難な方を対象とした、1年未満で必要な期間有効なオレンジの利用証

### 用証

を発行しています。この利用証は、どこからでもすぐに確認できるよう、ルームミラーに掛けられるタイプのものとなっています。

この制度の特徴は、車ではなく、身体に障害のある方など本人に対して交付されることです。

また、身体に障害のある方だけでなく、高齢者や妊産婦、けが、あるいは難病などにより歩行が困難な方まで広く対象としていることです。

高齢者の場合は介護認定の要介護1以上の方、妊産婦の場合は、妊娠7ヶ月から産後3ヶ月、けがや難病の方の場合は医師の診断書により歩行が困難な期間（1年未満、更新可）としています。

制度実施にあたっては、海外のように罰則を設けることも検討しましたが、まずは、このスペースが設置されている意味を理解してもらい、罰則があるから身障者用駐車場に車を停めないのではなく、身体障害者など本当に必要な方々のために身障者用駐車場を確保する意識を浸透させることが必要であると考え、施設管理者とも協力しながら、制度の周知を行っています。



図2 佐賀県のパーキングパーミット交付件数及び協力施設数の推移

### 3. 制度の効果・影響、利用者の声等

この制度を実施してから4年5ヶ月が過ぎましたが、利用証の交付数は13,000人、協力施設数も1,400施設を超え、県民の間に制度が浸透しつつあります。(図2参照)

今後、協力施設における不適正駐車の状態をしっかりと検証することが重要となりますが、現在までのところ、不適正駐車は確実に減少しています。これまで、ちょっとだからという軽い気持ちで身障者用駐車場

に車を停めていた人が、この制度の実施によって、減少しているようです。

制度の浸透はアンケート結果にも表れています。2009年3月に実施したパーキングパーミット利用者へのアンケート調査（1回目は2007年3月）では、不適正駐車が減少したと回答した人が58%（1回目54%）、車を止めやすくなったと回答した人が78%（1回目75%）となっています。（図3参照）

また、制度実施後、県内はもとより全国各地の自治体、議員、身障者団体、マスコミなどからの問い合わせが相次ぎ、あらためて身障者用駐車場の管理については全国共通の大きな問題であることを実感しています。

「このような制度を県が実施していただいて大変ありがたい」との多くの声とともに、

- ・画期的な取り組みだと思う。
- ・県民として誇らしい。
- ・佐賀県の制度を全国に広めてもらいたい。

などの心強いご意見やご感想もいただいています。

また、利用者からは、

- ・外見上健常者に見えるため、周りから冷たい視線を感じていたが、どこからでも確認できる利用証を使用することで安心して駐車できる。（内部障害者）
- ・体調が悪くても、病気でないからと遠慮してきたが、これで堂々と駐車でき、大変ありがたい。（妊産婦）
- ・今まで、身障者手帳をダッシュボードにおいて駐車していたが、大切なものなので、抵抗感があった。利用証であるなら安心して車内に置いておける。（身体障害者）

など、たくさんの嬉しい声も届いています。

さらに、民間の施設管理者の方々からも、

- ・苦情が一番多いのが身障者用駐車場であったが、県に協力していますということで不適正駐車に対する指導がしやすくなった。
- ・利用証は遠くからでも確認できるので、身障者用駐車場の管理がしやすい。

などのご意見をいただいています。

一方で、車いす利用者から「パーキングパーミットの利用者が全体的に増加し、身障者用駐車場に駐車できないことが多くなった」とのご意見がありました。

新たに身障者用の幅広の駐車場を増やすには、駐車場全体の枠数を減らさざるを得ず、白線等の引きなおしによるコスト増の問題もあり、施設側の負担を伴います。

パーキングパーミットの利用者は、身体障害者、高齢者、知的障害者、難病患者、妊産婦、疾病による歩行が困難な方などさまざまであり、例えば、身体障害者の中にも、乗降の際に車のドアを大きく開ける必要がある車いす利用者もいれば、歩行は困難でも、ドアの開け幅は問題にならない内部障害者もいます。前述のアンケート調査においても、「身障者用駐車場の幅はどれくらい必要ですか？」という質問に対し、「3.5m以上」と回答された方は全体の約半数に留まっており、これは、幅広の駐車場でなくても、パーキングパーミットの駐車場になり得ることを示しています。

そこで、本県では、2009年度から2010年度にかけて、協力施設の出入り口近く的一般駐車場（2.5～2.7m程度の幅）に車いす利用者以外の方のための駐車場を確保する「パーキングパーミット・プラ

スワン運動」を展開し、利用者全体の利便性の向上を図っています。

また、こうした県の取組みに県内の高等学校教育研究会工業部会が賛同され、協力施設の身障者用駐車場に設置する看板（図4の看板）を工業高校の生徒が製作するなど、若い世代の参画という効果も出ています。

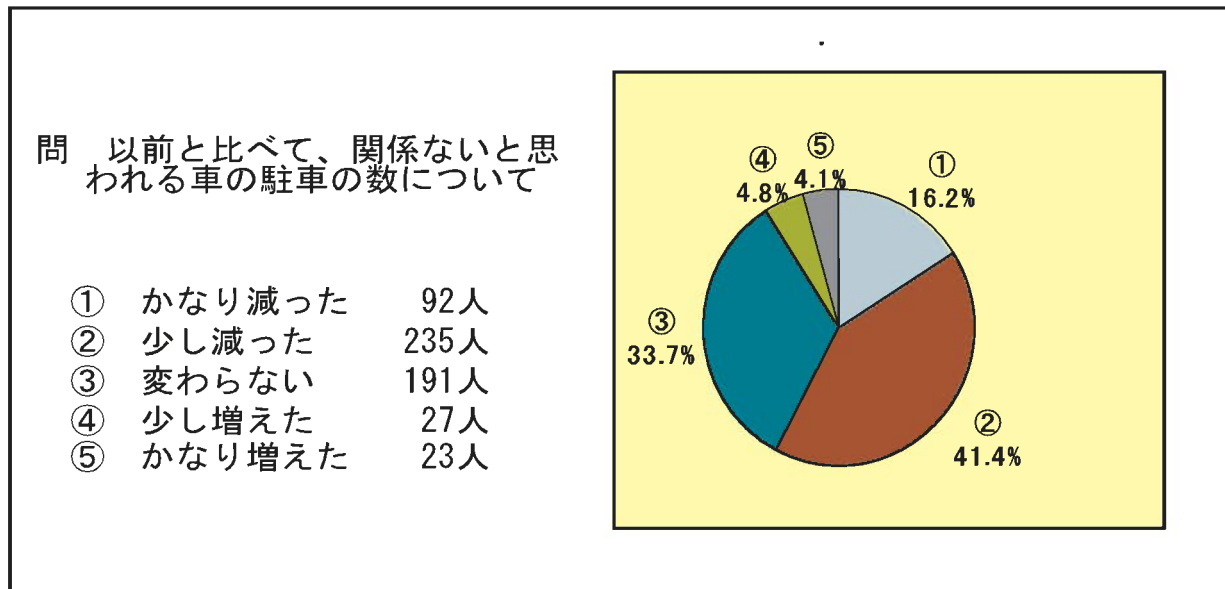


図3 利用者アンケート結果①（2009年3月31日実施）

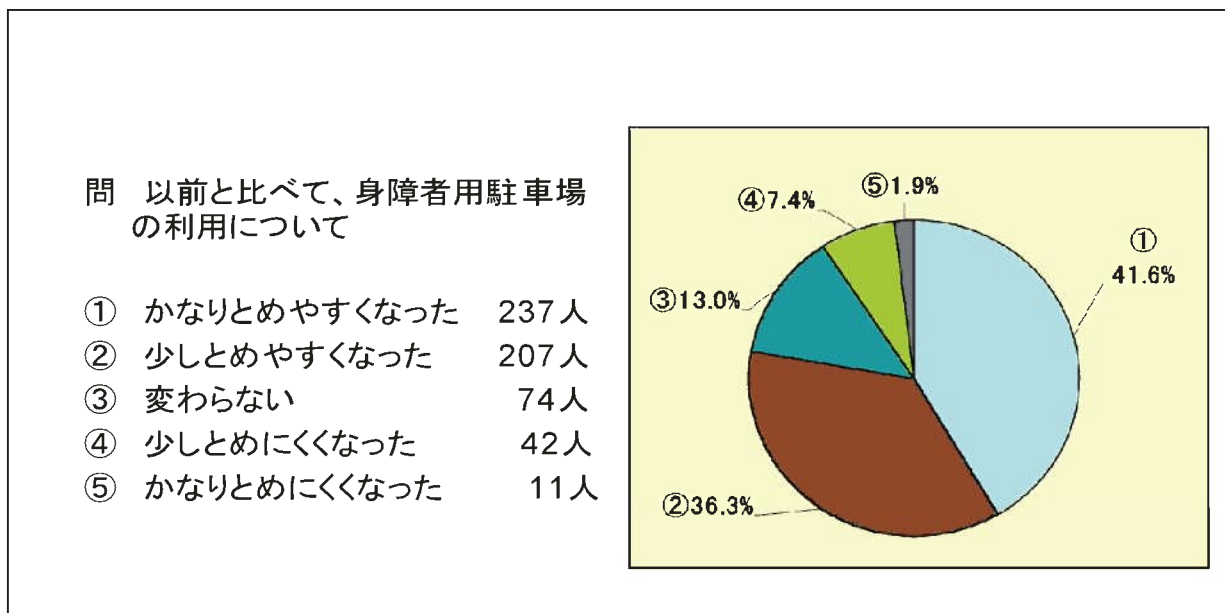


図3 利用者アンケート結果②（2009年3月31日実施）



図4 パーキングパーミットプラスワン運動と高校生が作った看板

#### 4. 制度の課題

しかし、まだ課題は残されています。

出入りに近いという理由で、身障者用駐車場やプラスワン対象スペースに一般の県民の方が駐車されるケースは、残念ながらまだ見受けられ、制度が十分浸透しているとは言えない状況にあります。多くの方に制度を理解していただくことは不適正駐車への減少につながることから、県では、さまざまな広報媒体、県内各地のイベントを利用してPR等を行っています。

また、身障者用駐車場における不適正駐車は全国共通の問題であり、今、この制度を佐賀県モデルとして全国に発信しています。その結果、2010年12月1日現在、本県を初め16県2市で同様の制度が制定されており、今後も全国の自治体で制度導入が予定されていますが、利用者の方が全国どこでも安心して身障者用駐車場が利用できるよう、当制度のトップランナーとして一層全国に広がるよう取組みを進めていかなければならないと考えています。なお、身障者用駐車場の適正利用の推進と利用者の利便を図るため、2009年8月3日からは山形、福島、栃木、群馬の東北・北関東4県間、同年9月1日からは佐賀、長崎、熊本の九州3県間（同年11月1日からは鹿児島を加えた4県間、2010年8月1日からは山口を加えた5県間）、2009年10月1日からは、島根、鳥取の山陰2県間（2010年8月1日からは山口を加えた3県間）で、各自治体が発行する利用証を他県の協力施設で利用できる、いわゆる「相互利用」ができるようになりました。

さらに、身障者用駐車場の確保の問題もあります。まずは、この制度を通じて不適正駐車を減少させる必要がありますが、全体の駐車スペースに対して、身障者用駐車場が実際にどれくらい必要とされているのかは、それぞれの施設の性格や利用状況によって異なります。協力施設とは協定の中で、「利用状況を把握して、必要な台数の確保に努めること」としていますので、身障者駐車場の実態把握、また、昨年度から取り組んでいます「パーキングパーミット・プラスワン運動」の検証をしっかりと行いながら、本当に必要とする人のために、駐車場の確保に努めたいと考えています。

## 5. まとめ

パーキングパーミット制度については、今後もいろんな方々の意見をお聞きしながら、改善すべきは改善して、さらにより良い制度にしていきたいと思っています。

また、この制度により、身障者用駐車場から不適正駐車をなくし、本当に必要とする人のための駐車場を増やしていきたいと考えています。

さらに、この制度を全国に広げ、共通のルールの下、各自治体が発行する利用証を相互利用できるようなれば幸いです。

そして、すべての人がまちに出かけ、楽しめるよう、みんなが譲りあい、思いやりの優しい気持ちを持ち、安心して暮らしていける社会になることを願っています。

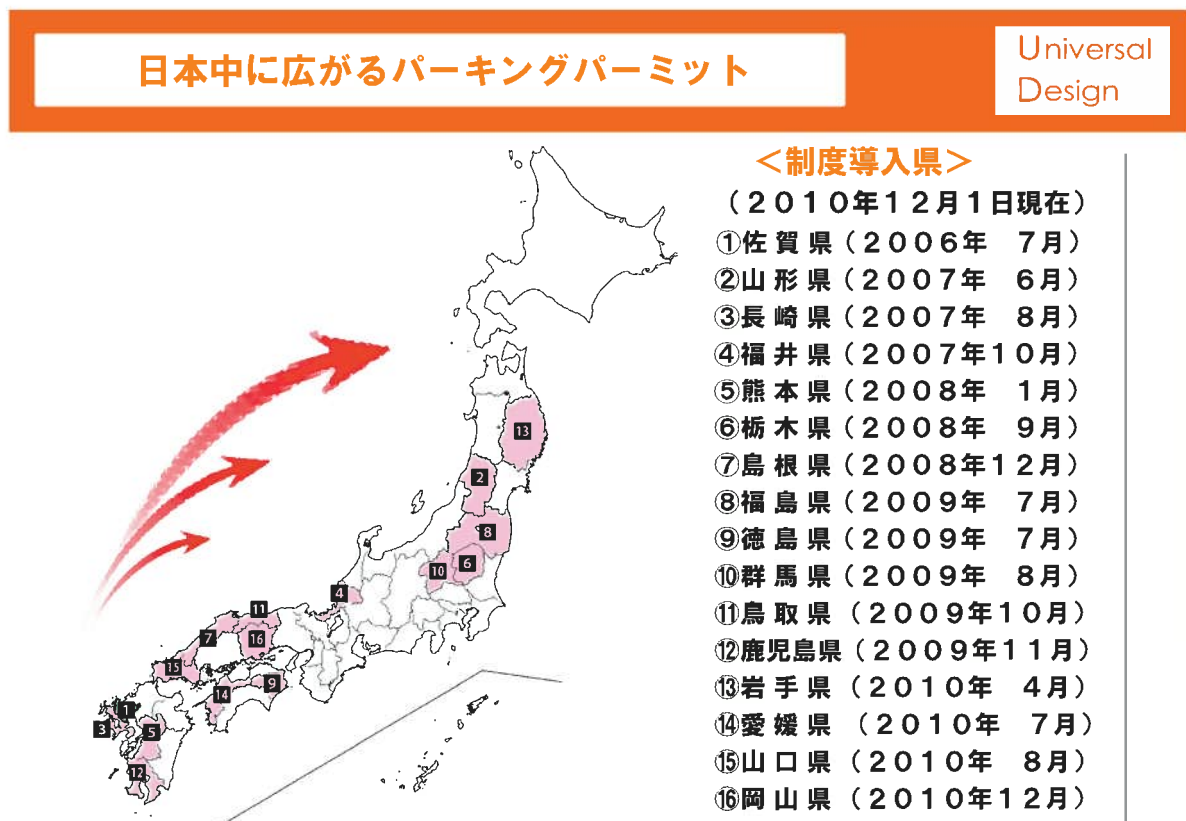


図5 全国のパーキングパーミット導入状況

## ■佐賀県パーキングパーミット制度の歩み

◎2006年7月、全国に先駆けてパーキングパーミット制度を実施しました。



◎2009年6月、佐賀、長崎、熊本の3県による相互利用の協定を締結しました。



◎2010年2月、一般駐車場を対象としたプラスワン運動を始めました。



◎2009年8月には高校生が制作した看板の授与式を行うとともに、2010年4月から有明佐賀空港において手動運転装置付きレンタカーが導入され、貸出の際にパーキングパーミットを交付しています。

